

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十六号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の次に次の二項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては別記様式第三号の二による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては別記様式第三号の二による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに任命権者等に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 任命権者等は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。第十六条中「ときは、」の下に「別記様式第八号の二による」を加える。第二十条の三の表以外の部分中「第九条第一項」を「第九条第二項から第四項まで」に改め、同条の表を次のとおり改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条、第十二条第二項（各号を除く。）	基本手当	高年齢求職者給付金
第九条第二項から第四項まで、第十二条第二項、第十四条第一項、第十九条第一項	受給資格者	高年齢受給資格者
第九条第二項	前項の受給資格証	第二十条の二の高年齢受給資格証
第九条第三項及び第四項、第十四条第一項、第二十条	受給資格証	高年齢受給資格証
第十四条第一項	条例第十条第一項	条例第十条第四項
第十八条第一項	条例第十条第一項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年の期間内）に	当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく

第十八条第二項、第十九条第一項	十二月未満（条例第十条第一項に規定する特定退職者にあつては、六月未満）	六月未満
-----------------	-------------------------------------	------

第二十一条中「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（ウ）の下に「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十二条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「同項第二号」を「同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては別記様式第九号の六による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、雇用保険法第五十六条の三第一項第二号」に改める。

別記様式第一号の十及び別記様式第二号中 「 明治 大正 昭和 平成 を 昭和 平成 に改める。 」

別記様式第三号中

勤 続 期 間	年 月
---------	-----

を

退職事由	勤 続 期 間
勤続期間	年 月

（面）
（第）

- 「
- 基本手当に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日である。定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。
 - 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
 - 偽りその他の不正の行為（6の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなる（ほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある）。
 - 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届書を提出すること。
 - 第1面に書かれている所定給付日数は、支給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。
- 」
- 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。
 - 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
 - 偽りその他の不正の行為（5の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなる（ほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある）。
 - 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに任命権者等に届書を提出すること。
 - 第1面に書かれている所定給付日数は、支給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。
- 」

改め、同様なの次に次の一様なを加へん。

様式第 3 号の 2 (第 9 条関係) (表面)

受給資格者 氏名 変更届
住所

支給番号			
新氏名			
フリガナ			
1氏名	新		
	旧		
2住所	新		
	旧		
3生年月日	昭和 平成	年月日	4変更年月日 平成 年月日
職員の退職手当の支給に関する規則第 9 条第 3 項の規定により上記のとおり届けます。 平成 年 月 日 任命権者等様 (高年齢) 受給資格者氏名 <input type="checkbox"/>			
備考			※口座名義変更確認欄

(裏面)

注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 3・4 欄の下の「(高年齢) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類 (例えば住民票) を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第七号中

(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 技能離職者臨時措置法第23条第1項第3号の講習	4 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の適応訓練	5 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	6 生涯学習特別措置法第44条第1項第4号の講習
--------	----------	--------------------------	---------------------------	----------------------------	---	--------------------------

を

(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 生涯学習特別措置法第81条に基づき職業訓練
--------	----------	--------------------------	-----------------------------	---	-------------------------

に

改める。

別記様式第八号中「25回分」を「21回分」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 8 号 の 2 (第 16 条関係) (表面)

公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

支給番号				未支給区分 (1 未支給, 空欄 未支給以外)			
待機満了年月日	平成	年	月	日			
支給期間	初日	平成	年	月	日		
認定日数	受講日数	通所日数	特定職種受講日数	寄宿日数			
内職(労働日数, 収入額)		円	就業手当支給日数	早期就業支援金支給日数			
1 受講者氏名			2 証明対象期間	平成	年		
3 訓練受講職種							
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。 (1)公共職業訓練等が行われなかった日 (日・祝日等) =印 (2)公共職業訓練等を受けなかった日のうち イ 疾病又は負傷による場合 ○印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
5 特記事項	上記の記載事実と誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) (印)						
6 2 の期間中に就職, 就労, 内職又は手伝いをしましたか。	イ した			ロ しない			
7 2 の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	イ 得た			ロ 得ない			
8 寄宿の有無	有 ()			無 ()			
上記のとおり申告します。 また, この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 平成 年 月 日 任命権者等様 受講者氏名 (印) 支給番号 ()							
※連絡事項							
備考							

(裏面)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を 5 欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6 欄及び 7 欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 4 6 欄及び 7 欄の「2 の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1 日の労働時間が 4 時間以上のもので (4 時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6 欄及び 7 欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第 19 条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8 欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を () 内に記載すること。
- 8 8 欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第17条関係）（表面）

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				受給資格証番号						
申請者	① 氏 名			②性 別	男・女	③ 生年月日	昭和 平成 年 月 日			
診療 担当 者の 証明	④ 傷病の名称及び程度									
	⑤ 初 診 年 月 日	平成	年	月	日					
	⑥ 傷 病 の 経 過	平成	年	月	日	治ゆ,	転医, 中止, 継続中			
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	平成	年	月	日から	} 日間	平成	年	月	日まで
	⑧ 上記のとおり証明する。 平成 年 月 日	診療機関の所在地及び名称						電話番号		
		診療担当者氏名						㊞		
支給 申請 期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日間
		平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日間
⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日間	
⑫内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分		
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分		
		収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分		
職員の退職手当の支給に関する規則第17条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 任命権者等様								申請者氏名	㊞	
※ 処 理 欄	支給期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間									

(裏面)

- 1 この申請書は、任命権者等に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員保険法による傷病手当金
 - (4) 労働基準法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 地方公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第九号の二(裏)中

- 「 3 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日である。」
- 4 偽りその他の不正の行為によつて高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。」
- 5 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。」
- 「 3 偽りその他の不正の行為によつて高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。」
- 4 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに任命権者等に届書を提出すること。」

改める。
別記様式第九号の五を次のとおり改める。

様式第9号の5 (第21条関係) (表面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者氏名	住所又は居所	(電話)
--------	--------	-------

②就職先の事業所 (開始した事業)	名称	事業所番号	(電話)
	所在地		
③雇入年月日 (事業開始年月日)	平成 年 月 日	④採用内定年月日	平成 年 月 日
			⑤職種
⑦賃金月額 万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり	平成 年 月 日まで
			契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)
⑨上記の記載事実には誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) ⑩			

事業主の証明

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無

イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。

ロ 再就職手当に相当する退職手当を受給したことがない。

職員の退職手当の支給に関する規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

平成 年 月 日
任命権者等様

申請者氏名 ⑪

※処理欄	所定給付日数	日	備考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
支給決定年月日	平成 年 月 日		

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、任命権者等に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命じられ、また詐欺罪として処罰されることもある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命じられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

※ 任 命 権 者 等 記 載 欄

--

別記様式第九号の五の次に次の一様式を加える。

様式第 9 号の 6 (第 21 条関係) (表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名			2 受給資格証番号				
3 住所	〒						
4 就職先の事業所	名称			事業所番号	— —		
	所在地	〒		(電話番号)			
5 一週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円			
7 雇用期間中の賃金支払状況							
① 賃金支払対象期間	② の基礎日数	③ 賃金額	A	B	計	④備考	
			月 日 ~ 月 日				
			月 日 ~ 月 日				
			月 日 ~ 月 日				
			月 日 ~ 月 日				
			月 日 ~ 月 日				
			月 日 ~ 月 日				
就職年月日 ~ 月 日							
8 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。							
平成 年 月 日		事業主氏名		印			
(法人のときは名称及び代表者氏名)							
9 職員の退職手当の支給に関する規則第 21 条の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。							
平成 年 月 日		任命権者等 様		印			
申請者氏名							
備考							

事業主の証明

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、任命権者等に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命じられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
(1) 申請者の記載事項
9 欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
(2) 事業主の記載事項
ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
イ 6 欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
ウ 7 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日)を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
エ 8 欄において、4 欄から7 欄までの記載事項の証明を行うこと。
6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

※ 任 命 権 者 等 記 載 欄

--

別記様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第21条関係) (表面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者氏名	住所又は居所	(電話)
--------	--------	-------

②就職先の事業所	名称	事業所番号		
	所在地	(電話)		
③雇入年月日	平成 年 月 日	④採用内定年月日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
⑤職種	事業の種類	⑥一週間の所定労働時間	時間	分
		⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。		1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無)		
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当を受給したことがない。		
職員の退職手当の支給に関する規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 任命権者等様 申請者氏名 ㊦				
備考				
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	平成 年 月 日

事業主の証明

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、任命権者等に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※ 任 命 権 者 等 記 載 欄

--

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則別記様式第一号の十、別記様式第二号、別記様式第三号、別記様式第七号、別記様式第八号、別記様式第九号、別記様式第九号の二、別記様式第九号の五及び別記様式第十号は、当分の間、なお従前の様式によることができる。